

越谷第1団ローバークルークル憲章～

第1条 名称

1. 本隊は日本ボーイスカウト埼玉県連盟東部東地区越谷第1団ローバークルークルと称する

第2条 目的

クルークルの目的は以下の通りとする

1. ちかいとおきての実践に努める
2. 越谷1団の発展に努める
3. スカウティングを通じ、指導者として地域社会に奉仕する

第3条 資格

1. 入隊資格は次の通りとする

本隊の目的を理解し、実践すると約束できるもの

越谷1団の歴史に誇りを持ちその発展に協力的である

本隊の活動に肉体的・精神的に相当で、年齢「20歳以上～25歳まで」の青年とする。ただし

18歳以上のものでも、意思ある者は幹事長の同意の下、団委員会での承認後入隊することができる

第4条 区分

1. アドバイザー
2. 幹事長(副幹事長)
3. 会計
4. 広報
5. 正ローバー
6. 見習いローバー

第5条 登録

1. ローバークルークルは団内指導者とローバースカウトと従登録することができる

第6条 象徴

正ローバーは指定のネッカチーフとワッペンを身につけることができる

仮入隊したクルークルには 트레이ニー 終了後ワッペンを授与する

第7条 資金と会計

1. 構成員は年間三千円を年度始めに支払う
2. 予算は1月から12月までとする
3. 前年度残金は次年度へ繰越
4. 会計担当が管理する

第8条 会議

1. 定例会は毎月1回、定例団委員会の事前又は事後に開催する
2. 会議の議決は参加者の半数の同意又は幹事長の同意が必要である

第9条 委員会

1. 常設委員会
年間プログラム委員会 幹事長を含む3人で構成し年間のプログラムを作成する
2. 非常設委員会
必要に応じて設置する
3. 新人教育委員会
毎年秋から冬かけて設置する

第10条 憲章の修正

1. 修正及び補則
修正及び補則が必要な時は構成員全員の過半数の同意を必要とする
2. この憲章は平成15年12月14日より施行する

第11条 次の資料は幹事長の指示に従って保管する

1. 会計により記帳された出納簿
2. 活動報告書
3. 備品リスト